

VIIIまとめ

1. 未収金の件数、発生率、金額について

平成19年12月分診療分のうち、平成20年2月末日段階では、1施設あたり、入院患者分として10.3件、外来21.2件、合計31.5件の未収金が発生していることがわかった。12月に診療を受けた全患者数に対して、未収金がある患者の比率は0.7%だった。

また、金額でみると、入院分としては1,209,621円、外来分としては238,977円、合計1,448,598円となっていた。

件数ベースでみると「入院」が32.6%だが、1件あたりの金額が「入院」のほうが高いこともあり、金額ベースでみると83.5%を占めており、金額ボリュームからすると「入院」未収金の影響が大きいことが分かった。

本調査で得られた21,150件の患者票全体でみると、「患者が今回の医療費を支払うだけの資力がないほどに生活に困窮している」は17.0%だった。また、「回答病院において、診療費を支払わなかつたことがあった」が26.1%だった。

未収の理由をみると、「分納中・分納交渉中のため」が16.6%で最も多く、次いで、「回収のはたらきかけをしていないため、理由が分からない」が12.1%、「生活に困っており、医療保険の自己負担分の医療費を支払う資力はないようだ」が10.6%だった。

2. 入院・外来別の未収金の特色

入院と外来では、未収金患者の特性等が異なっていた。ここでは、入院と外来別に未収金のある患者の特性を比較しながら、まとめる。(なお、ここでは回収できない主な理由が「その他」「記入なし」だった患者を除いた結果をとりまとめる。)

「入院」では、1件あたりの平均未収金額が98,703円で、「外来」の11,654円に比べて非常に高かった。

患者の年齢は「入院」では、「65歳以上」の高齢者が37.9%と4割を占め、高齢者の割合が比較的高かった。また、保険種別等をみると、「国保(資格証明書を除く)」の割合が「外来」に比べて高かった。「外来」では「保険未加入」が9.8%、「自賠責」が9.5%と「入院」に比べて高かった。

受診形態をみると「入院」は「救急車」が、「外来」に比べて高く、「外来」は「時間外診療」が「入院」に比べて高かった。

「入院」では「精神科」が16.7%と、「外来」に比べて高い点も特徴的であった。

「入院」では「生活困窮である」が39.9%を占め、高かった。また、回収できない主な理由として「生活に困っており、医療保険の自己負担分の医療費を支払う資力はないようだ」が26.7%、「分納中・分納交渉中のため」が26.0%だった。「外来」では「(支払い能力はあるが、)元々医療費を支払う意思がないようだ」「時間外・休日退院で会計

事務が対応できず、後日精算すると約束したものの、その後連絡がとれず未払い」「特に回収の働きかけをしていないため、理由が分からぬ」といった比率が「入院」よりやや高かった。

これらをまとめると、入院の場合、一般的に1件あたりの医療費が外来よりも高くなる中で、より経済的に支払い困難な場合に未収が発生している状況が推察された。

外来受診の場合には、患者側に元々支払う意思がなかつたり、連絡がとれないまま、といった状況だったり、病院側も回収のための働きかけも入院に比べるとやや下がる状況が見受けられ、1件あたりの医療費が低いこともあり、必ずしも経済的な困窮が理由ではない未収が発生しやすい反面、回収の取組みも入院に比べてなされていない状況が推察された。

3. 未収金の状況や理由

未収金のある患者の生活困窮の状況や理由、過去未収の有無等の関連をみたところ、以下のような特色があった。

「生活困窮である」場合には、「生活に困っており、医療保険の自己負担分の医療費を支払う資力はないようだ」と「分納中・分納交渉中のため」に理由がほぼわかる傾向がみられた。

また、以前にも診療費を支払わなかつたことが「あった」という繰り返し未収がある患者では、「生活困窮である」が理由だった患者が36.3%（悪質滞納ではない（29.0%）と悪質滞納である（7.3%）の合計）を占めた。一方、「悪質滞納である（生活困窮でない）」が12.5%だった。

4. 病院の回収努力、督促等の状況

今回の調査では、未収金の回収のための取組みについて、病院としての一般的な取組みと、平成19年12月診療分で、20年2月末日時点で未収だった未収金に対する具体的な取組みをたずねた。これらを比較すると、一般的な取組みとしては、「電話催告」「文書催告（一般文書）」は95%程度の病院で実施されているにもかかわらず、平成19年12月分に対しては半分程度、また、「文書催告（内容証明付郵便）」「訪問」は、一般的な取組みとしては、それぞれ43.2%、52.6%で実施されていたが、平成19年12月分に対してほとんど実施されていない。これは、調査基準日の2月末の段階での未収金に対しては、このような積極的な取組みをする時期とは認識されていない、あるいは未収の理由、状況等などにより対応が異なる可能性が考えられる。どのタイミングから、どのように回収のはたらきかけをするか、といった点も、未収金の回収を進める上では、課題となると考えられる。